

議案第43号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約を次のように変更することについて、協議する。  
よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号を次のように改める。

（2） 2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組規約の一部を改正する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町の議会議員</p> <p>(2) <u>市の議会議員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の議会議員を除く。）</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号</u>に置く。</p>	<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町の議会議員</p> <p>(2) <u>2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号</u>に置く。</p>

議案第44号

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合格約を次のように変更することについて、協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合格約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u>に置く。</p>	<p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u>に置く。</p>

## 議案第45号

### 財産の取得の件（消防ポンプ自動車）

次のとおり、消防ポンプ自動車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年淡路市条例第55号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

### 記

- 1 取得の目的 消防ポンプ自動車（1台）の購入
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得の金額 26,384,270円
- 4 契約の相手方  
兵庫県南あわじ市広田広田369番地3  
株式会社藤井 代表取締役 藤井 裕也

(参考資料)

財産の取得の件（消防ポンプ自動車）の概要

1 配備場所 一宮地区 江井自動車部

2 財産の概要

- (1) 車名 エルフ（いすゞ自動車株式会社）
- (2) 車型 貨物自動車
- (3) 台数 1台
- (4) 乗車定員 6人
- (5) 寸法 全長5,500mm、全幅1,890mm  
全高2,440mm
- (6) トランスミッション マニュアルミッション
- (7) 動力消防ポンプ A-2級（放水性能：規格放水圧力0.85Mpa、規格放水量2.0以上m<sup>3</sup>/min等）
- (8) その他附属品等 赤色回転灯、電子サイレン付スピーカー、標識灯等

3 履行期限 契約締結日から令和7年3月21日まで

4 支出科目 会計 一般会計  
款 9 消防費  
項 1 消防費  
目 3 消防施設費  
節 17 備品購入費



議案第46号

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託の  
廃止の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、  
次の規約のとおり五色台聖苑火葬場における火葬事務の洲本市への委託を廃止す  
ることについて、協議する。

よって、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の  
2の2第3項の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に  
関する規約を廃止する規約

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規  
約（平成20年洲本市規約第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現にこの規約による廃止前の淡路市と洲本市との間の五  
色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約（以下「旧規約」という。）  
第1条の規定により行われている令和6年度の委託事務については、旧規約第6  
条第1項第1号及び第10条第1項の規定は、この規約の施行後も、なおその効  
力を有する。

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約を廃止する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約</p> <p>平成20年12月18日 洲本市規約第5号</p> <p>(事務の委託)</p> <p>第1条 淡路市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、五色台聖苑火葬場（以下「五色台聖苑」という。）における火葬に関する事務（以下「委託事務」という。）を洲本市に委託する。</p> <p>(委託事務の範囲)</p> <p>第2条 委託事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 淡路市（旧一宮町の区域に限る。）の住民からの申請に基づき、五色台聖苑で遺体又は胞衣物を火葬又は焼却することに関する事務</p> <p>(2) 前号の事務の実施に関し必要な施設及び設備の建設、更新、改修その他の整備に関する事務</p> <p>(委託の期間)</p> <p>第3条 第1条に規定する事務の委託は、平成21年4月1日から開始し、令和6年6月30日までに廃止するものとする。</p> <p>(管理及び執行の方法)</p> <p>第4条 委託事務の管理及び執行は、洲本市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 委託事務の管理及び執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしな</p>	<p>(規約の廃止)</p>

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約を廃止する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ればならない。            (予算への計上)            第5条 洲本市長は、委託事務を含む五色台聖苑に係るすべての収入及び支出を洲本市の歳入歳出予算に計上しなければならない。            (経費支弁の方法)            第6条 淡路市は、委託事務の管理及び執行に要する経費について、当該年度ごとに次に定めるところにより洲本市に支払う。            (1) 管理執行経費 当該年度の五色台聖苑に係る歳出予算額から地方債その他の特定財源(使用料を除く。)並びに工事請負費及び備品購入費に相当する額を控除した額に1/2分の3を乗じて得た額から使用料(当該年度のうち4月から6月までの間における委託事務に伴うものに限る。)に相当する額を控除して得た額に、別表に定める割合を乗じて得た額を事務委託料として支払う。            (2) 公債費償還経費 平成21年度以降に洲本市が起こす五色台聖苑に係る地方債の当該年度の元利償還金から使用料等の特定財源を控除した額に、別表に定める割合を乗じて得た額を公債費償還負担金として支払う。            (3) 組合債等清算経費 洲本市が淡路市・洲本市広域事務組合から承継した組合債及び関連事業費(五色台聖苑の整備に伴い旧五色町が実施した関連事業に充当するために借り入れた地方債の平成20年度末現在の未償還元金及び約定により支払義務を負う利子をいう。)は、当該年度の組合債及び関連事業費の元利償還金から、当該元利償還金に係る当該年度の地方交付税算入額</p>	<p>(規約の廃止)</p>

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約を廃止する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>及び使用料等の特定財源を差し引いた額に、別表に定める割合を乗じて得た額を組合債等清算負担金として支払う。</p> <p>2 補正予算により前項各号に掲げる経費に増減が生じたときは、同項第1号の規定に準じて取り扱う。</p> <p>3 淡路市長は、第1項第1号及び第2号の経費については洲本市長が指定する期日までに、同項第3号の経費については毎年8月及び2月に、洲本市長の請求に基づき支払う。 (決算に伴う措置)</p> <p>第7条 洲本市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、直ちに当該決算の委託事務に係る部分を淡路市長に通知しなければならない。 (連絡会議)</p> <p>第8条 委託事務の管理及び執行について必要な連絡調整を行うため、淡路市及び洲本市の関係職員で構成する連絡会議を洲本市に設置する。連絡会議は、年2回開催する。ただし、必要のあるときは、臨時に開催することができる。 (重要な行為の協議)</p> <p>第9条 洲本市長は、委託事務に適用される条例等を制定若しくは改廃しようとするとき、管理体制等管理運営の基本的事項を変更しようとするとき、又は施設の改築若しくは増築、設備の全面的な更新若しくは大規模な改良若しくはこれらに相当する災害復旧事業を行おうとするときは、事前に協議しなければならない。 (事務の委託の廃止)</p> <p>第10条 事務の委託を廃止するときは、委託事務に係る収支は廃止の日の属する年度の翌</p>	<p>(規約の廃止)</p>

淡路市と洲本市との間の五色台聖苑火葬場における火葬事務の委託に関する規約を廃止する規約新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>年度の5月31日をもって打ち切り、洲本市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い生じる剰余金又は不足金は速やかに清算しなければならない。</p> <p>2 第6条第1項第2号の公債費償還経費及び同項第3号の組合債等清算経費については、事務の委託の廃止に関係なく、淡路市は、当該経費の償還が完了するまで、その負担の責任を負う。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、淡路市と洲本市の協議により定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づく届出の日から施行する。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割合</th> <th style="text-align: center;">左に対する市別割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">均等割 1 00分の3 0</td> <td style="text-align: center;">淡路市 6分の3、洲本市 6分の3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口割 1 00分の7 0</td> <td style="text-align: center;">最近における国勢調査の人口による。ただし、淡路市にあっては旧一宮町の区域、洲本市にあっては旧五色町の区域に係る人口とする。</td> </tr> </tbody> </table>	割合	左に対する市別割合	均等割 1 00分の3 0	淡路市 6分の3、洲本市 6分の3	人口割 1 00分の7 0	最近における国勢調査の人口による。ただし、淡路市にあっては旧一宮町の区域、洲本市にあっては旧五色町の区域に係る人口とする。	<p>(規約の廃止)</p>
割合	左に対する市別割合						
均等割 1 00分の3 0	淡路市 6分の3、洲本市 6分の3						
人口割 1 00分の7 0	最近における国勢調査の人口による。ただし、淡路市にあっては旧一宮町の区域、洲本市にあっては旧五色町の区域に係る人口とする。						

議案第47号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、協議する。よって、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。<u>ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u></p> <p><u>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</u></p> <p><u>(2) 医療給付に関する事務</u></p> <p><u>(3) 保険料の賦課に関する事務</u></p> <p><u>(4) 保健事業に関する事務</u></p> <p><u>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p><u>(1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p><u>(2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u></p> <p><u>(3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u></p> <p><u>(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u></p> <p><u>(5) 保険料に関する申請の受付</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p><u>別表第2 (第17条関係)</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び<u>高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務</u>を処理する。</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表 (第17条関係)</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p>

議案第48号

財産の取得の件（教育用タブレット端末等）

次のとおり、教育用タブレット端末等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年淡路市条例第55号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年6月3日提出

淡路市長 門 康 彦

記

- 1 取得の目的 教育用タブレット端末等の購入
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得の金額 29,186,520円
- 4 契約の相手方  
兵庫県淡路市志筑新島10番地6  
有限会社すみ孫 代表取締役 片山 佳則

(参考資料)

財産の取得の件（教育用タブレット端末等）の概要

- 1 納品場所 神戸市内（淡路市教育委員会が指定する場所）
  
- 2 財産の概要
  - (1) タブレット端末

ア	i P a d W i - F i	6 4 G B	3 6 6 台
イ	i P a d W i - F i	2 5 6 G B	5 6 台
  - (2) タブレット端末用ケース

	タブレット端末用ケース		4 2 2 個
--	-------------	--	---------
  
- 3 履行期限 契約締結日から令和6年7月31日まで
  
- 4 支出科目 会計 一般会計

	款	1 0	教育費		
	項	1	教育総務費		
	目	2	事務局費		
	節	1 7	備品購入費		